

中国の被疑者取調べにおける弁護人立会権の 必要性・再論

—— 第四回刑事訴訟法改正を契機に ——

方 海 日^{*}

- I はじめに
- II 中国刑事訴訟手続の構造及びその特徴
- III 中国刑事訴訟法における弁護権の法的展開
- IV 中国における弁護人立会権の導入をめぐる議論
- V 中国の被疑者取調べにおける弁護人立会いの必要性
- VI 取調べへの弁護人立会権の法制化構想
- VII おわりに

I はじめに

中国の刑事訴訟手続においては、1979年刑事訴訟法制定時から、超職権主義・捜査中心主義の構造のもと、糾問的な捜査手続が適用されてきた。20世紀末頃から、刑事手続の国際的調和、現代法治国家の構築、さらに数件の重大な死刑冤罪事件の発覚¹⁾などを背景に、捜査手続の適正化、とりわけ被疑者の取調べ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 河南財經政法大學刑事司法學院講師

- 1) 最高人民法院が2019年10月23日に全国人民代表大会常務委員会に提出した「刑事裁判工作の強化に関する報告書」によると、2014年以降、呼格吉勒圖事件、聶樹斌事件、陳滿事件など20世紀に発生した重大な冤罪事件42件（63人）が是正されるなど、およそ8051件の刑事事件が再審手続において見直された。これらの事件の中には、死刑執行後に冤罪であることが判明したケースもあり、その教訓は極めて深刻である。冤罪事件の発生要因は複雑ではあるものの、捜査段階における違法・不当な取調べや被疑者・被告人の権利保障の不備が共通要因であることは確実である。于浩、高陽「我国律師在場權的權利意涵與制度建構」人権研究25号（2021年）481頁参照。

手続の適正化が強く求められるようになった。この要求を受けて、刑事弁護制度にも変化が生じるようになった。具体的には、刑事訴訟法制定当初は刑事弁護の範囲が公判段階に限定されていたが、1996年第一回刑事訴訟法改正及び2012年第二回刑事訴訟法改正を経て、起訴審査段階、そして捜査段階へと段階的に拡大され、公的弁護の保障範囲も大きく拡大された。しかし残念なことに、被疑者・被告人の供述の自由を保障し、効果的な弁護を実現する上で決定的な役割を担う重要な制度として多くの国際文書や近代法治国家において認められている弁護人立会権は明文化されていない。

21世紀に入り、人権保障の国際的な潮流の影響を受け、「無罪推定の原則」や「武器対等の原則」といった基本的な法原則の重要性が一層認識されるようになった。これに伴い、捜査手続の適正化及び被疑者・被告人の権利保障を図る有効な措置として、取調べの録音・録画制度と並び、弁護人立会制度が改革課題として議論されるようになった。しかし、弁護人立会の導入は時期尚早であるとの認識が圧倒的であったため、2012年第二回刑事訴訟法改正においては、相対的に抵抗の少なかった取調べ録音・録画制度が先行して導入された。それから13年もの歳月が経過しているにもかかわらず、学界からは繰り返し提言がなされ続けているものの、弁護人立会権を認める立法化の動きは見られなかった。

刑事弁護権保障の水準は、刑事訴訟制度の文明度を測る重要な指標の一つである。中でも弁護人立会権は、弁護権の中核をなす要素として、被疑者・被告人の黙秘権や他の訴訟上の権利を実質的に保障する上で極めて重要な権利である。中国の刑事弁護制度はここ数十年で著しい発展を遂げたと評価できる。とはいえ、国際的な人権保障基準に適合する弁護水準を達成する上で、弁護人立会権の導入は依然として最大の課題として残されている。

2023年9月、全国人民代表大会常務委員会が公表した第十四期立法計画により、現在中国においては、第四回刑事訴訟法改正が進行中である。取調べへの弁護人立会権について、学界ではその導入をめぐって活発な議論が行われている。そこで本論文では、中国の刑事訴訟法の構造的特徴を分析した上で、捜査手続、特に被疑者取調べの実務状況を概観し、刑事弁護の拡大及び公的弁護制度の発展を確認する。次いで、取調べにおける弁護人立会権をめぐる学説の対立を整理し、

中国における当該権利導入の必要性を再検討する。最後に、第四回刑事訴訟法改正に向けた法制化の提案を試みる。

II 中国刑事訴訟手続の構造及びその特徴

1 職権主義の刑事訴訟構造

刑事訴訟の構造とは、刑事訴訟に関与する訴追、弁護、裁判の三つの訴訟主体が刑事訴訟各段階において形成する法的地位と相互関係を指す²⁾。一国の刑事訴訟構造は主にその国の刑事訴訟の目的によって決められる。中国刑事訴訟法1条は、「刑法の正確な実施を確保し、犯罪を処罰し、人民の権利を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障し、社会主義社会の秩序を維持するため、憲法に基づき、本法を制定する」と定める。当該条文から、中国刑事訴訟の目的は、“犯罪の処罰”と“人民の保護”という二元的なものであることが分かる。この中で、“人民の保護”には、被疑者・被告人の訴訟上の権利を保障することも含んでいると解されている。もっとも、被疑者・被告人の権利保障は、“国家の安全、社会公共の安全、社会秩序の維持”を確保した上でのものでなければならない。すなわち、刑事訴訟の主たる目的は、犯罪事実を的確かつ迅速に解明し、犯人を適切に処罰するという実体的真実主義に基づくものであるという理解が一般的である。

このような刑事訴訟の目的を実現するために、1979年現行刑事訴訟法制定当初から、職権主義に基づく従来の訴訟構造が維持された。具体的に言えば、警察・検察には強制処分を決定・行使する強力な権限が認められ、裁判所には積極的な事実解明義務が課され、裁判において被告人に対する訊問、証人や被害者に対する尋問を行うほか、必要に応じて検証、差押え、押収、鑑定など、多岐にわたる調査活動を実施する権限が認められた。この特徴は、大陸法系の他の国の職

2) 中国の刑事訴訟において、刑事訴訟の構造という概念は、公判手続における訴訟関与者の法的地位及び相互関係を説明するだけでなく、捜査・起訴など刑事訴訟全般に拡張して適用される。この概念は、公安（警察）・検察・法院（裁判所）の三つの国家機関の権力配分と相互作用、さらにこれらの機関と被疑者・被告人及びその弁護士といった訴訟主体との間の法的関係を分析するための理論的枠組みとして機能する。

権主義と比べても、犯罪の統制や国家の専門的な訴訟機関による職権の効果的な運用をより強く重視したものであり、その結果、被疑者・被告人の訴訟上の主体性はかなり弱められていた。

その後、1996年、2012年、2018年の三度にわたる大規模な刑事訴訟法改正を経て、被疑者・被告人の権利保障は徐々に強化された。例えば、弁護人の関与時期が捜査段階まで早期化されたこと、取調べの適正化を図るための各種法的措置が講じられたこと、公判手続において裁判官の中立性が確保されたことなど、訴訟手続に当事者主義の要素を大幅に取り入れることで、被疑者・被告人の主体的地位と、それに基づく防御活動がこれまで以上に重視されるようになったのである。

以上の改革を通じて、中国の刑事訴訟構造は、従来の職権主義的色彩が強かったものから、職権主義を基調としつつも、当事者主義の要素及び中国独自の司法制度の特徴を兼ね備えた混合型の訴訟構造へと漸進的に変革を遂げてきた。

2 三段階式刑事手続と捜査中心主義

中国刑事訴訟法3条は、「人民法院、人民検察院及び公安機関が刑事手続を行うにあたっては、職責分担を明確にし、相互に協力し、相互に抑制しなければならない」と規定し、公安機関、検察機関、人民法院の三つ機関がそれぞれ捜査、起訴及び裁判を分担することを定めている。これによって、中国の刑事訴訟手続は連続しながらも相互に独立した三つの段階、すなわち、捜査、起訴審査及び裁判の三段階に、明確に区別されるようになった。これは世界的に見ても中国刑事訴訟法の大きな特色である³⁾。

このような段階的構造において最も顕著な問題は、捜査権力が強力であることに加え、「相互協力」が「相互抑制」を大幅に上回ってしまった結果、捜査中心の刑事司法が形成された点である。このような捜査中心主義の下では、捜査権限に対する規制がほとんど存在せず、自白追求の糾問的な取調べが行われる傾向が強く、被疑者の訴訟上の権利が侵害されがちである。このような捜査段階で形成

3) 孫遠『「分工負責、互相配合、互相制約」原則之教義学原理——以審判中心主義為視角』中外法学2017年1号118頁。

された捜査の結論が起訴・不起訴の判断及び裁判の結果に決定的な影響を及ぼすため、公判手続が形骸化してしまい、誤判・冤罪のリスクが高まるという問題が生じる⁴⁾。

弁護との関係でいえば、以上のような三段階式構造は、弁護活動、とりわけ公的弁護の効果にも大きな影響を与えている。刑事訴訟法 35 条は、特定の事件において、捜査機関、人民検察院及び人民法院が、それぞれの訴訟段階において公的法律援助機関に、弁護人を依頼していない被疑者・被告人に対して、弁護人を派遣するよう通知すべきであると定めている。同条文により、実務においては、公的法律援助活動が三段階に分けられて行われている。すなわち、各訴訟段階における訴訟機関が公的法律援助センターに通知し、その都度派遣された弁護士の援助は当該段階に限って行われる。段階が変わるごとに、公的法律援助は更新され、公的法律援助センターはあらためて弁護士を派遣しなければならない。このように複数の弁護人が段階ごとに分担する形で被疑者・被告人を援助する場合、効果的な援助を与えることは極めて難しい。

1990 年代初頭から 20 世紀末にかけて、死刑事件を含む誤判冤罪事件が続々と判明し、捜査中心の刑事手続が孕む問題点が注目されるようになった。このような刑事司法を改善しようと、2014 年、中国共産党第十八期中央委員会第四回全体会議において「全面的に法による治国を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」が採択され、「公判を中心とする訴訟制度の改革を推進する」ことが提唱された。その後間もなく、法廷審理の実質化に向けた改革が開始された⁵⁾。しかし 2018 年刑事訴訟法改正における認罪認罰従寛制度の法制化により、捜査

4) 中国においては、「でたらめを押し通す」「間違いを最後まで貫く」(中国語で「将錯就錯」「一錯到底」)という言葉で、三段階式構造によって形成された捜査中心の刑事訴訟実務を描写し、間違った捜査が誤判冤罪の根本的な原因であることを強調する。また、捜査機関は「料理を作る」、検察機関は「料理を運ぶ」、裁判所は「料理を食べる」存在であると言われている。これはまさに現実を言い当てた比喻といえよう。孫長永「中国檢察官司法的特点和風險——基于認罪認罰従寛制度的觀察与思考」法学評論 2022 年 4 号 65 頁参照。「捜査中心主義」と誤判冤罪事件との関係については、陳永生「論刑事錯案的成因」中外法学 2015 年 3 号 27 頁参照。

5) 魏曉娜「刑事訴訟法修改如何推進以審判為中心」浙江大學學報(人文社會科學版) 2025 年 1 号 90 頁参照。

中心主義がさらに強化され、およそ十数年が経過したにもかかわらず、「公判中心主義」の改革は、顕著な進展が見られない⁶⁾。

3 中国における被疑者取調べ及び自白中心主義

中国の刑事手続においては、古くから、「自白によって罪を定める」「自白なしには事件を立件しない」という慣行が存在し、被疑者・被告人は常に拷問の対象とされてきた。新中国成立後、自白の法的地位には一定の変化が見られたものの、実務においては依然として強い「自白依存体質」が残っており、捜査・起訴・裁判はほとんど自白を中心に展開されている。

中国の刑事訴訟制度において、被疑者・被告人には「如実（真実）供述義務」及び「取調べ受忍義務」が課せられている。刑事訴訟法 120 条は、被疑者は捜査機関の質問に「真実を答えなければならない」と規定している。そして身体拘束に関する規定に基づき、捜査段階で逮捕された被疑者は、一般的に 14～37 日間にわたり警察の留置施設（中国語では「看守所」）に身体拘束される可能性がある⁷⁾。身体拘束期間中に、捜査官は、自白獲得のため、拷問・欺瞞・誘導など違法・不当な取調べ方法を用いる事例も少なくない。取調べに関する法的取り扱いについては、法律上も実務上も、明確な時間制限や休憩時間について詳細な規定が設けられておらず、一回の取調べが 12 時間を超えない限り、違法とはみなされないという運用がなされている⁸⁾。弁護権の行使については、初回取調べ前に、弁護人と相談する権利や取調べへの弁護人立会いは当然認められていない。した

6) また、さらに状況を複雑化させたのは、2024 年 7 月に開催された中国共産党第二十期中央委員会第三回全体会議で採択された「中共中央の全面的な改革深化と中国式現代化推進に関する決定」において、「監察機関、公安機関、検察機関、人民法院が相互に制約する体制・メカニズムを健全にする」ことが提唱されたことである。現在、中国刑事訴訟法においては、「捜査中心主義」「監察中心主義」「検察中心主義」の現象が交互に存在しており、これらが公判中心主義改革の深化を阻害している。熊秋紅「貫徹落實黨的二十屆三中全會精神、全面深化刑事訴訟法治改革」民主与法制 2025 年 5 号参照。

7) 捜査段階で被疑者が勾留された場合、捜査の必要や勾留要件の実態にも関わるものの、身体拘束期間は最長 7 ヶ月まで延長される可能性がある。

8) 例えば、殺人罪、強盜罪、誘拐罪の有罪判決を受け、2023 年 12 月に死刑が執行された労榮枝事件の裁判においては、12 時間に近い連続の取調べの際に得られた自白調書の証拠能力が認められた。

がって、被疑者・被告人は長時間にわたる取調べにさらされ、捜査官が想定する「犯罪事実」への自白を迫られるケースが多い。裁判官は、このように作成された供述調書が、仮に取調べ中に誘導的・脅迫的な手法が用いられたとしても、それを「証拠能力あり」と判断する傾向が強く、調書の内容が被疑者の真意に反する「捜査官の作文」であっても、調書に記載された供述が事実認定の根拠と認められるのが一般的である。つまり、裁判官は、法廷での審理を通じて、自白の任意性・信用性を厳格に検証した上で心証を形成するのではなく、捜査段階で作成された供述調書に強く依拠して犯罪事実を認定し、判決を下すのである。

Ⅲ 中国刑事訴訟法における弁護権の法的展開

1 刑事弁護の拡大

1979年刑事訴訟法において、刑事弁護権はあくまで公判段階の被告人に限られるもので、公判前段階の被疑者には認められなかった。1996年第一回刑事訴訟法改正により、起訴審査段階においても弁護権が保障されるようになり、警察の捜査終了後、事件が検察に送致された時点から、被疑者は弁護人を選任できるという制度が確立した。2012年第二回刑事訴訟法改正において、刑事弁護の保障時期はさらに早期化され、警察の捜査段階においても、弁護士⁹⁾を選任し、その援助を受ける権利が明文化されるに至った。もっとも、「被疑者は捜査機関による初回取調べを受けた日又は身柄を拘束された日から弁護人を選任することができる」とする刑事訴訟法(34条)の規定は改正されず、被疑者・被告人は初回取調べ後でなければ、弁護士を選任することができないという制限が今まで維持されている。

現在、弁護人には、捜査段階からの接見交通権(刑事訴訟法39条)、証拠収集

9) 刑事訴訟法34条2項は、「被疑者は捜査機関から初回の取調べを受けた日、または身体拘束された日から、弁護人を選任することができる。捜査段階においては、弁護士のみを弁護人として選任することができる。被告人はいつでも弁護人を選任することができる」と規定している。すなわち、起訴審査段階や公判段階においては、弁護士のほか、親友や他の関係者を弁護人として依頼することができるが、警察の捜査段階においては、弁護士に限り選任することが可能である。

権（同 37、41 条）、弁護意見提出権（同 173 条）、ならびに起訴審査段階からの証拠資料閲覧権（同 40 条）などが認められており、近年の刑事司法改革によりこれらの権利はほぼ実質的に保障されるようになった。

2 公的弁護の拡充及び当番弁護士制度の導入

中国における公的弁護制度は、国選弁護制度と当番弁護士制度によって構成される。国選弁護は、「指派弁護」と呼ばれ、強制指派弁護と任意指派弁護に区別される。

強制指派弁護とは、捜査段階から公判段階において、被疑者・被告人が身体障害者、未成年者または無期懲役・死刑が適用される可能性のある者などの場合に、捜査機関・検察機関・裁判所が法律援助センターに対し、国選弁護人の選任を通知し、当該被疑者・被告人のために弁護人を派遣する制度である¹⁰⁾。一方、任意指派弁護とは、強制指派弁護の対象とならない被疑者・被告人が、経済的貧困等の理由により、弁護人を選任できない場合に、法律援助センターに国選弁護人の選任を申請し、公的援助を受ける制度をいう。

このような指派弁護制度は、特殊な状況にある被疑者・被告人や経済的理由により弁護人の依頼が困難な者に対する国家の人権保障の一環であり、さらに、司法の公正性の維持や社会的公平・正義の実現といった刑事司法の基本的要請に応えるものである。

公的弁護制度をなすもう一つの重要な制度は当番弁護士制度である。同制度は、2017 年に提唱された「刑事弁護全件カバー」（中国語では「刑事案件律師弁護全

10) 1979 年刑事訴訟法の制定時、中国では公判段階において、聾啞者・未成年の被告人に対する国選弁護人制度が初めて確立された。その後、2021 年法律援助法の施行により、国選弁護の対象範囲は以下の主体に拡大された：(1) 未成年者 (2) 視覚障害者・聴覚障害者・言語障害者 (3) 行為能力が不十分な成人 (4) 無期懲役または死刑が科される可能性のある者 (5) 死刑再審査手続において法律援助を申請した被告人 (6) 欠席裁判の被告人 (7) その他法令で定める者。さらに、通常手続による刑事事件において弁護人を選任していない被告人に対し、人民法院は法律援助機関に弁護人の派遣を要請できる規定が設けられた。2012 年以前は公判段階に限って強制的な法律援助が保障されていたが、2012 年刑事訴訟法改正により、その対象範囲が拡大され、法律援助の適用が捜査段階まで前倒しされた。

「認罪認罰合意書」(中国語では「具結書」)に署名する場面に立ち会い、それらを確認する役割を担っていた。しかし、当番弁護士の人員拡充及び制度的基盤の整備に伴い、現在は裁判所や警察の留置場等において、順番制で職務を担い、弁護人を依頼していない被疑者・被告人に対し、無料の法的援助を提供する機能へと発展してきた。

以上をまとめると、中国の刑事弁護制度は、被疑者段階からの弁護人関与範囲の拡大、弁護権の実効性の確保、公的弁護制度の拡充・整備といった改革を進めることで、被疑者・被告人の防御権の実質化を進めており、国際人権基準に適合した刑事訴訟手続の構築を進めていると言える。

IV 中国における弁護人立会権の導入をめぐる議論

中国における弁護人立会権の導入に関する議論は20世紀末頃に始まり、主に弁護人立会制度の必要性、現実性及び具体的な制度構築に焦点が当てられてきた。同制度の導入をめぐっては賛成説と反対説が存在する¹¹⁾。

1 賛成説

賛成説は、弁護人立会権の確立は、中国の刑事手続において多様な意義を有し、中国の刑事訴訟が国際的スタンダードに近づく上で必ず向き合わなければならない重要な課題であるという共通認識に立ち、主に以下のように主張している。

第一に、弁護人立会いは、訴追側と防御側のバランスを確保することにより、被疑者・被告人の防御権を強化する。近年の誤判冤罪事件の再審過程においても明らかになったように、被疑者・被告人の権利保障は司法改革の重要な課題である。弁護人立会いはこのような改革を具体化するための役割を担うものである。

11) 程滔『弁護律師的訴訟權利研究』(中国人民公安大学出版社、2006年)236頁、屈新『論弁護律師在場權的確立』中国刑事法雜誌2011年1号49頁等参照。

第二に、弁護人立会いは調書の正確性と自白の任意性を担保する最も効果的な措置である。取調べ中に弁護人が立会うことで、供述調書と実際の供述内容の不一致を防ぎ、調書の客観性・正確性を確保することができる。また、拷問等の違法な取調べを抑止し、虚偽自白による冤罪を予防することができる。

第三に、弁護人立会いは違法取調べの抑止及び取調べ過程の記録という二重の効果を果たすことができる。すなわち、取調べの適正化を促進するとともに、その過程を客観的に記録することで、被疑者の権利保護と捜査官の取調べの違法の存否を証明する役割を同時に実現する。このような二重の効果は、現代の捜査取調べに求められる透明性と公正性を確保する上で欠かせないものである。

第四に、弁護人立会いは、被疑者が取調べの際に直面する緊張感や不安感を相当程度緩和させると同時に、被疑者と捜査機関との間の対立感情を和らげ、被疑者が安心して供述できる環境を整う役割を果たす。これにより、供述の一貫性及び訴訟の効率性を確保することが可能となる。

最後に、効果的な弁護という点で、弁護人立会いは、被疑者が取調べの場で、取調べ官の個々の質問にどのように回答するかについて弁護人の助言を受けることを可能にする。一方、弁護人は訴訟手続の早期段階から事件に関する情報入手することが可能となり、それにより被疑者・被告人の早期釈放を実現するとともに、今後の弁護方針を立てることもできる。

2 反対説

反対説は、取調べへの弁護人立会いが有する、取調べ適正化及び被疑者・被告人の防御における意義は認めるものの、中国の犯罪統制の要請、取調べの重要性、刑事捜査の水準、弁護人立会制度の運用コストなどの点に基づき、以下のような反対意見を述べている。

第一に、弁護人立会制度を確立することは、本来密室であった捜査活動に「窓を開ける」ようなものであり、捜査活動を著しく妨げ、被疑者の供述獲得や犯罪の処罰に消極的な影響をもたらす。取調べへの弁護人立会いは、供述を拒む被疑者に「後ろ盾」を与え、その拒絶意思を一層強固にし、被疑者が犯罪事実をありのままに供述することを妨害し、供述獲得目的の達成を困難にする¹²⁾。捜査、

起訴・不起訴の決定、裁判の刑事訴訟全体が被疑者・被告人の自白に強く依存している現状からすれば、取調べへの弁護士立会いは中国の刑事訴訟手続に相応しいものではない。

第二に、中国においては、警察官の人数は十分に確保されている一方で、その専門性や捜査能力にはまだ多くの課題が残されている。適正な取調べを行うためには、捜査官に高度な捜査能力、すなわち、優れた捜査の専門知識、刑事法の知識、被疑者・被告人の訴訟上の権利に対する深い理解などが求められる。しかし現状は、ほとんどの警察官がこのような水準に達していない。さらに、捜査の設備に関して、近年、捜査機関は映像解析システム、デジタルフォレンジック機器、DNA 鑑定装置、ポリグラフなど、高性能で精密な機器の導入を積極的に進めているが、欧米先進諸国と比べると、なお大きな格差が存在している¹³⁾。

第三に、弁護士立会の運用には高いコストが伴う。特に取調べ回数が多く、時間が長い事件では、担当弁護士及び無料法律支援を提供する国側の負担が重くなる。弁護士に常時待機して取調べに同席することを求めるのは、現実的に非常に困難である。実際、先行して行われた弁護士立会権の実証実験では、56 人の弁護士を対象に実施されたアンケートで、立会いに賛成すると回答したのはわずか 10.8% にとどまった¹⁴⁾。

第四に、弁護士の職業倫理がまだ十分に重要視されていない現状において、立会い弁護士が守秘義務に違反し、捜査情報を事件関係者に漏らすことにより、捜査を妨害したり、捜査機密の漏洩によって共謀を誘発したり、証拠隠滅を招いたりする恐れがある。

第五に、弁護士立会制度の国際的な運用状況を検証すると、制度導入時の理想像からは程遠い状況がわかる。同制度を導入したほぼ全ての国において、捜査の透明性向上や被疑者・被告人の権利保障といった当初の目的が十分に達成されていない。ミランダ・ルールによって取調べへの弁護士立会権を最も早く認めたア

12) 朱孝清「偵査訊問時律師在場之我見」人民檢察 2006 年 5 号 19 頁参照。

13) 王道春「偵訊中律師在場制度適用可行性之批判」河南警察学院學報 2022 年 3 号 100 頁参照。

14) 樊崇義、顧永忠編著『偵査訊問程序改革実証研究：偵査訊問中律師在場、録音、録像制度試験』（中国公安大学出版社、2007 年）32 頁。

アメリカにおいてさえ、全事件の弁護人立会いが確保されているわけではない。

以上のような強い反対意見の存在により、刑事訴訟法の改正の度に、弁護人立会制度は改正案から除かれることを余儀なくされた。2012年の刑訴法改正においても、弁護人立会権は明文化されなかったが、取調べ適正化に対する強い要請があったため、20世紀末から弁護人立会いと並んで取調べの適正化を図る方策として検討が積み重ねられてきた取調べ録音・録画制度が導入されるようになった。

V 中国の被疑者取調べにおける弁護人立会いの必要性

1 刑事事件における弁護人立会いの必要性

取調べへの弁護人立会いは、拷問・脅迫などの違法な取調べまたは利益誘導・暗示・執拗な「説得」など適正さを欠く取調べを抑止し、被疑者・被告人に対する供述強要を防止するだけでなく、「手続全体にわたる防御の観点から、被疑者が取調べにおいて、何について、いつ、どのように供述するか、しないかを決定することに対して必要な援助を、必要ときに、その場で提供しうる点において、被疑者の黙秘権を実効化するもの」である¹⁵⁾。弁護人立会権の導入に反対する中国の学者は、中国に黙秘権が確立していないことを理由に、弁護人立会権は導入する必要がないと主張する。しかし2012年改正刑事訴訟法52条は「何人も自己の有罪を証明することを強制されない」と規定している。立法機関は、同規定が黙秘権を明文化したものであるとは明確には認めていない。もっとも、学界の多数説では、本条項は自己負罪拒否特権の法的承認を包含するものと解されている。この点については、現在もお議論が続いている。しかし少なくとも次のことは言えるであろう。すなわち、同条項は、捜査機関による強制的な取調べを禁止し、被疑者・被告人の供述を強制されない権利を保障することにより、供述の自由を保障するものであると。人権保障を重視し、弾劾主義的捜査手続を目指す現在の司法改革の背景のもと、このような解釈は最も妥当であると考えられる。

15) 葛野尋之「刑事弁護の拡大と高度化——その現状と改革課題——」青山法学論集第65巻第2号(2023年)15頁。

しかし前述した通り、中国の刑事訴訟は実体的真実の発見と犯罪の効率的な処罰を主要目的としており、この目的の達成のために、刑事手続は被疑者・被告人の供述に強く依存している。刑事訴訟法が拷問・脅迫などによる供述強要を明確に禁止しているとしても、違法な取調べの抑制メカニズムが欠如している現状において、捜査官が自発的に手続規範を遵守することの担保は存在しない。2012年刑訴法改正から現在まで、数十年の間、拷問等の目に見える強制手段は次第に減少しつつあると言われているものの、脅迫・誘導・欺罔といった目に見えない強制手段はまだ広く行われ、昔ながらの取調べ方法をなるべく維持しようとしている。

特筆すべきは、中国にはすでに、違法な取調べで収集された供述を排除する根拠である違法収集証拠排除法則が明文化されている。しかし実務機関が公布した「違法証拠排除の厳格な適用に関する規定」によれば、被疑者・被告人に「耐え難い苦痛を与える」取調べ手段（殴打や違法な戒具の使用など）を採用していない限り、当該供述は排除されない。つまり、誘導・欺罔等の心理的強制手段により獲得された供述は、実務上排除されない。さらに深刻な問題は、違法な取調べが存在した場合であっても、被疑者・被告人が「苦痛」の存在を立証できる証拠を提出することが困難であるため、違法収集証拠排除法則によって供述が排除された事例は極めて限定的である¹⁶⁾。

2012年に導入された取調べ録音・録画制度¹⁷⁾は、過去十数年にわたり、取調べの適正化のために一定の効果を発揮してきた。しかし実務上、録音・録画の作成権限を捜査機関が完全にコントロールしており、部分的録画や後日の編集操作

16) 2013年1月1日に公布された最高人民法院「刑事訴訟法の適用に関する解釈」95条は、次のように規定している。身体刑もしくは変相的な身体刑、または被告人に身体的・精神的に激しい苦痛もしくは苦悩を与える他の方法を用い、被告人の意思に反する自白を強要した場合、これらは現行刑訴法56条で定める「拷問による自白強要」などの違法な取調べ方法に該当する。これを「苦痛規則」と称する学者もいる。これに関する内容については、龍宗智「我国非法口供排除的『苦痛規則』及相關問題」政法論壇2013年5号16頁以下参照。

17) 中国刑事訴訟法123条は、「捜査人員は被疑者取調べの際、取調べ過程を録音・録画することができる。無期懲役または死刑が適用される可能性のある事件またはその他の重大な犯罪事件については、その過程を全て録音・録画し、完全性を確保しなければならない、選択的な録画、編集、削除を行ってはならない」と規定している。

などがしばしば発生している。また、刑訴法上、録音・録画記録を法定の証拠として明確に規定していないため、違法な取調べの場面が録音・録画されたとしても、捜査機関がそれを裁判所に提出しない限り、弁護人は取調べ状況を検証することができない。したがって、取調べ録音・録画制度は、「密室取調べ」を根本的に変えることができず、違法収集証拠排除規則も、その機能を十分に果たすことができないのが現状である。

さらに、たとえ起訴審査段階や公判段階で取調べ録音・録画記録が開示されたとしても、このような事後的救済措置には乗り越えられない限界が存在する点に注目しなければならない。なぜなら、取調べを録音・録画したとしても、違法な取調べを即時阻止することは不可能であり、被疑者が不利な供述をしてしまった場合、それがたとえ後に違法収集証拠として排除されたとしても、すでに裁判官の心証形成に与えた影響は取り消すことができない。受動的な性格を有する取調べ録音・録画の記録方法と比較して、能動的な性格を有する弁護人の立会いは違法・不当な取調べを直接・即時抑制し、被疑者が理性的な心理状態で取調べに応じることを可能にする。また、弁護人立会いの機能は、単なる違法捜査の防止をはるかに超え、被疑事実に関する情報へのアクセスを実現し、捜査側と防御側の情報格差を解消することで、より早い段階から適切な弁護方針を立て、効果的な防御活動を可能とする。さらに、実務においては、取調べの適法性や自白の任意性について、被疑者・被告人が弁護人にその旨を伝え、公判で争いになった場合に初めて、裁判官は取調べ録音・録画資料の証拠調べの必要性を検討することになるところ、弁護士の取調べへの関与がなければ、ほとんどの被疑者・被告人は取調べの違法・不当を認識する能力がなく、ましてや証拠の適法性審査手続の開始を求めることもないと思われる。

2 認罪認罰従寛手続における弁護人立会いの必要性

2018年改正刑事訴訟法は認罪認罰従寛原則を確立し、これに基づく合意型司法である認罪認罰手続を制定した¹⁸⁾。同法15条は「被疑者・被告人が任意に自己の罪について真実を供述し、起訴事実を承認し、処罰を受諾する場合には、法律に基づき寛大な処理を行うことができる」と定める。同制度は中国式の合意型

司法制度の確立を象徴するもので、「自白すれば軽く処罰する」、「厳罰と寛大の調和」という伝統的な刑事政策を基盤としている¹⁹⁾。

世界中の国において、合意型司法制度は訴訟効率を著しく向上させ、事件急増への最も有効な対応策として評価されている。しかしジョン・H・ラングバインが指摘するように、捜査・起訴・裁判の全過程に「便宜」を与えることは、実に司法の怠慢がもたらした産物であり、この制度的惰性は拷問と同根性を有し、効率崇拜下における司法の異化を反映している²⁰⁾。現代刑事司法が合意型司法に依存する構造は拷問への依存と相似性を有する。即ち、拷問が身体的苦痛への耐性の測定を通じて自白を抽出するのに対し、合意型司法は被告人に精神的な圧力を加え、有罪答弁を強制する。確かに現代の手法はより文明的ではあるが、権利を主張する被告人に対し検察側が刑罰を大幅に加重する方式で威嚇を行う点において、合意型司法は、拷問による強制とは様相を異にするものの、拷問と同様に強制的性格を有する事実是否定し得ない²¹⁾。このような合意型司法制度の下では、拷問が許されていた時代と同様、自白の信用性と任意性を確保することは困難であろう。17世紀から20世紀にわたる長い歳月を経て、人類は漸く拷問による自白追求の司法未明時代から脱却した。数百年に及ぶ法治文明の発展が辛うじて成し遂げた刑事訴訟制度の進歩が、別形態の「自白中心主義」にいま再び陥ってしまったのではないだろうか。

18) 中国の認罪認罰従寛制度に関する詳しい紹介については、王雲海『中国の「認罪認罰従寛制度」の研究：「超行政的訴追側職権糾問式刑事司法時代」の到来か』『刑事手続における検察の権限——日本と中国』（国際書院、2024年）247頁以下参照。

19) 国際社会においては、被告人が有罪を認めて正式な裁判を放棄するよう促す制度を総称して「裁判放棄制度」と呼んでおり、中国の認罪認罰従寛制度もこれに含まれる。2015年、公正な裁判を推進する国際組織（Fair Trials International）が調査した「裁判放棄制度」を採用する66の国・地域の中には中国も含まれており、当時中国は刑事速決手続の試行を進めていた。熊秋紅「比較法視野下の認罪認罰従寛制度——兼論刑事訴訟『第四範式』」比較法研究2019年5号82頁。See Jago Russell & Nancy Hollander, The Disappearing Trial: The Global Spread of Incentives to Encourage Suspects to Waive Their Right to a Trial and Plead Guilty, 8 (3) New Journal of European Criminal Law 312-314 (2017).

20) See John H. Langbein, Torture and Plea Bargaining, The University of Chicago Law Review, at 7 (1978).

21) Id 13.

米国の司法取引制度においては、罪状認否手続において被告人が有罪答弁を選択した場合、裁判官は被告人の選択が弁護人の有効な弁護に基づくものであるかどうかを審査し、その任意性を確認しなければならない。そうでない場合、裁判官は有罪答弁を却下する権限を有する。米国の司法取引の運用実態には今なお問題点が多いが、少なくとも取調べ時の弁護人立会権を認め、検察側との取引過程における弁護人の実質的関与を保障することで、罪状認否の正当性・任意性を確保する制度的枠組みが存在する。

これに対し、中国の刑法において、取調べへの弁護人立会権が認められておらず、法的知識が乏しい被疑者・被告人が検察側が入手した証拠を十分に確認できない状況で「合意」を強要される。検察官との協議過程において、法律専門家である弁護人からの必要な援助が常に欠如し、公権力と対等に協議を行い得る制度が十分に保障されていない。このような制度的欠陥は、もともと弱い立場にあった被告人を、さらに孤立無援の状態ですらに刑罰に関わる重要な訴訟上の権利を放棄するかしないかを決めなければならない絶望的な状況に追い込むのである。

以下、中国の認罪認罰従寛制度の実務運用について簡単に述べる。これらの特徴は、中国の取調べへの弁護人立会権の必要性をより鮮明に浮き彫りにするものである。

(1) 最高人民検察院が2023年に公表した刑事検察白書によれば、全国検察機関が認罪認罰従寛制度を適用して起訴した事件の割合は全ての刑事事件の86.9%に達している²²⁾。さらに刑事訴訟法が「原則として採択すべき」とする検察機関の「量刑建議」について、裁判官はたとえ異議があっても検察との対立を避けるため、多くの場合、特別な事情がない限り、そのまま受け入れる。近年、裁判所の検察機関量刑建議採択率は著しい上昇傾向を示しており、2019年の57.75%から2023年上半期(1~6月)には99%まで上昇し²³⁾、この中、被告人の第一審服判率(控訴が提起されなかった判決の割合)は96.8%を記録している²⁴⁾。

22) 2023年3月7日、最高人民検察院が第14期全国人民代表大会において発表した「最高人民検察院工作報告書」によると、2022年時点で、「認罪認罰従寛制度」の検察段階における適用率は90%を超えた。

23) 最高人民検察院「2023年1至6月全国検察機関主要弁法」検察日報2023年7月27日002版1頁。

上記データからは、刑事事件の公判審理が形骸化している実態が明らかである。認罪認罰従寛制度適用事件では、証拠調べ及び法廷弁論手続の省略（略式化）が一般化しており、証拠審査、事実認定など、裁判所の中核的機能が著しく縮減されている。その結果、裁判官は有罪・無罪及び量刑について審理する立場から、単なる「量刑建議の執行者」に転じ²⁵⁾、裁判機関は公訴機関の起訴状の「確認機関」に変わっている。

(2) 刑事訴訟実務においては、①法的知識の欠如により制度の仕組みを理解できない、②私選弁護人を依頼する資力がない、③選任された国選弁護人が被告人に十分な説明責任を果たさない、という要因が複合的に作用するため、「認罪認罰従寛制度」の法的帰結を正確に把握できない被告人が少なくない。また、検察官の不当な誘導を受け、「自白すれば直ちに釈放される」と誤解した被告人が、「認罪認罰合意書」に署名し、その後、実刑処分を免れない事実をわかったとしても、制度上合意の撤回が量刑加重を招くため、やむなく意思に反する結果を受け入れざるを得なくなるような実例が多発している。さらに、無実であっても、通常の公判手続では有罪の判決を受ける可能性が高いという検察官の意見を信じて、やむなく認罪認罰を選択する被告人も稀ではない。このような司法実務は、冤罪事件発生リスクを著しく増大させ、認罪認罰従寛制度の正当性基盤を深刻に侵害している。

(3) 認罪認罰従寛制度の補助制度として導入された当番弁護士制度は、私選弁護人を依頼していない被疑者・被告人の認罪認罰の任意性と合法性を保障することを目的とする。しかし司法実務においては、当番弁護士の消極的な職務履行が一般化し、被疑者との接見や証拠資料の確認など、法的援助に必要な準備を行わず、また被疑者に対する検察の量刑提案の合理性・妥当性・適法性に関する説明、これらに関する意見の交換など、量刑協議への実質的関与が十分に行われて

24) 刑事検察工作白書（2024）（https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbh/202503/t20250309_688590.shtml）

25) 中国における「検察官司法」は、認罪認罰制度の下で今後長期間にわたり継続すると見られ、公判を中心とする刑事訴訟制度の改革は中国の刑事司法改革における長期的な課題になると予想される。孫長永「中国検察官司法的特点和風險——基于認罪認罰従寛制度的觀察与思考」法学評論 2022 年 4 号 80 頁。

いない。このように、当番弁護士は「認罪認罰合意書」の署名の際に立ち会うという役割を果たす「署名立会人」と化している²⁶⁾。

さらに注目すべきは、被疑者が私選弁護人を依頼した場合であっても、法律上弁護人に取調べ立会権が認められていないという点において、量刑協議過程に構造的欠陥が存在する点である。検察官が密室の中で被疑者と協議を行う際、弁護人は完全に協議手続から排除される。量刑に関する協議は、主に被疑者・被告人本人と検察官の間で行われる。弁護人が後に量刑建議に異議を提起した場合には、検察官は、「認罪認罰を拒否すれば通常手続を適用し、刑罰が加重される」と対応しており、それによって、「量刑協議」を一方的な「量刑通告」へと変質させている。

(4) 中国の刑事訴訟法においては、裁判官が認罪認罰における任意性・真実性・合法性を審査する義務を明確に規定しているが、司法実務においては、これらの審査が一般に形骸化している。裁判官は通常、被告人に対し「任意に認罪認罰しているか」といった簡単な質問をするだけで審査を終了させることが多く、被告人が起訴事実及び認罪認罰合意書の内容を真に理解しているかなど、核心的な問題の確認を怠る傾向にある。また、ほとんどの認罪認罰事件の公判手続は極度に簡略化され、特に争いのある問題がなければ、弁護人の意見と被告人の最終陳述だけを聞いて判決を言い渡す。審理時間は平均5～10分程度に短縮されるのが一般的で、「集中開廷、逐一審理」の方式が行われる場合も多い²⁷⁾。

認罪認罰従寛制度の適用前提として、被疑者・被告人の任意性・真実性のある自白が求められる。当該任意性を判断するにあたっては、被告人が自白に伴う法的効果、手続選択権、量刑建議の内容など、専門的な法律事項を十分に理解しているかどうかの確認が不可欠である。これらの事項を十分に認識させるためには、弁護人を量刑協議過程に実質的に参加させ、被疑者・被告人が適切な援助を受けられることを制度的に保障しなければならない。これは認罪認罰従寛制度の正当

26) 現在、弁護人立会いのもとで行われている「認罪認罰合意書」への署名手続は、実際には認罪認罰の「結果確認」に過ぎないとする研究報告が相次いでいる。また、当番弁護士を含む多くの弁護士の立会いは「儀礼的監視」に変質し、検察機関の事件処理ノルマ達成を補助する形式的なものに堕しているとも言われている。

27) 詳細な認罪認罰事件の審理方式については、王雲海・前掲注18) 268-269頁参照。

性を担保する上で欠かせない制度的措置である。

VI 取調べへの弁護人立会権の法制化構想

中国は2004年に、「人権の尊重と保障」を憲法に明文化した。この憲法原則は、国家機関がこれを具体的な人権保護として具現化し、すべての法律活動の基本原則とすべきことを要請するものである。これを受けて刑事訴訟法に定められた「人権の尊重と保障」は、単なる刑事訴訟の基本原則にとどまらず、刑事訴訟法の改革方向を指し示すものとなっている。刑事弁護制度は、憲法が定める「被告人の弁護を受ける権利」という規定が刑事訴訟において具体化されたものであり、被疑者・被告人が弁護権を行使することを保障する重要な根拠である。特に、弁護権の中核をなす取調べ立会権は、弁護人の重要な権利であると同時に、被疑者・被告人の弁護人の効果的な援助を受ける権利を実質化するための核心的要素である。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第14条3項(d)は、弁護人の有効な法的援助を受ける権利を公正な裁判を受ける権利の不可欠な要素として明確に規定し、これを人権保障の最低限の基準としている。さらに、サルダズ判決²⁸⁾やそれを契機に発せられたEU 2013年第48号指令²⁹⁾3条3項は、被疑者・被告人が取調べ中、弁護人の立会を受け、効果的な法的援助を受けることを保障しなければならないとした。これらの国際的基準は、自白証拠が有罪認定において決定的な役割を担う中国刑事訴訟において、とりわけ重要な規範的意義を有する。

2023年9月に全国人民代表大会常務委員会が公表した第十四期全国人民代表

28) ECtHR, *Saldaz v. Turkey*, 36391/02 (2008). サルダズ判決の概要や意義などについて、葛野尋之『未決拘禁と人権』(現代人文社、2013年)175-178頁参照。

29) DIRECTIVE 2013/48/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the right of access to a lawyer in criminal proceedings and in European arrest warrant proceedings, and on the right to have a third party informed upon deprivation of liberty and to communicate with third persons and with consular authorities while deprived of liberty.

大会常務委員会立法計画によれば、刑事訴訟法の改正は第一類項目、すなわち「条件が比較的成熟しており、任期内に審議を予定している法律草案」に分類されている。刑事訴訟法をどのように改正すべきかについては、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会が精力的に調査を進め改正意見を求めており、刑事訴訟法学界や実務界でも様々な見解が示されている。これからの刑事訴訟法第四回改正を契機に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「弁護士の役割に関する基本原則」、「欧州人権条約」および欧州人権裁判所判例などの国際規範が定める弁護制度の国際的基準を参照し、取調べへの弁護人立会権の立法を積極的に進めるべきである。

まず、刑事訴訟法の改正を通じて、体系的かつ包括的な弁護人立会権の運用メカニズムを構築すべきである。立法上は、明確かつ具体的な条文をもって、弁護人立会権の保障、権利の保障内容、立会い弁護人の役割、請求手続、例外状況及び権利侵害があった場合の救済方法等を包括的に規定し、当該権利の実効化のための制度的保障措置を講じなければならない³⁰⁾。より具体化した問題については、最高人民検察院、最高人民法院、公安部、司法部等の機関が連携し、実施細則を制定し、各訴訟段階や事件類型に応じて、差異化された弁護人立会権の実施規範を策定すべきである。

次に、刑事事件の弁護人選任率が低い問題に対応するため、警察署にも当番弁護士制度を全面的に導入し、弁護人を選任していない被疑者が初回取調べ時点から専門的な法的援助を受けられるように保障すべきである。この制度的イノベーションは、弁護人立会権の適用範囲を拡大するとともに、認罪認罰従寛手続における当番弁護士の機能と連携して、刑事訴訟手続の全段階にわたる法的援助ネットワークの構築に寄与するものになる。

最後に、認罪認罰従寛制度が広く適用される現行実務において、弁護人立会権

30) 易延友「論偵査訊問中の律師在場権——一個解釈学的論証」浙江工商大学学报 2023 年 4 号 38 頁以下参照。弁護人立会権は実質的な権利として確立されるべきである。立会い弁護士は、取調室の中で、被疑者に適切な法的助言を提供し、取調官の質問への回答について助言を提供することができる。この権利を侵害して得られた自白については、違法収集証拠排除法則を適用し、違法収集証拠として排除しなければならない。重大な違法があった場合には捜査関係者の法的責任を追及すべきである。

の制度的価値・必要性が一層顕在化していることを認識し、速やかに弁護人の立会いを実践することで、被疑者・被告人と訴追機関との効果的なコミュニケーションを図り、手続の正当性及び司法の公正性を確保すべきである。つまり、弁護人立会制度が短期的に全面実施が困難であっても、まずは認罪認罰手続における取調べへの弁護人立会いを認め、これを切り口に適用範囲を次第に拡大していくのが現実的であろう。さらに、ほとんどの被疑者が初回取調べ中に、認罪認罰手続を勧められ、それに従って自白し、認罪認罰の意向が調書に記録されてしまう現状に鑑み、初回取調べ前に、当番弁護士からの認罪認罰従寛制度に関する説明および必要な法的助言を受ける機会を保障する必要がある³¹⁾。初回取調べ開始時点で認罪認罰する意向を表明した場合は、初回取調べから弁護人（または当番弁護士）立会いを保障しなければならない。認罪認罰協議が正式的に行われる起訴審査段階の検察取調べにおいては必ず全過程において弁護人立会権を保障し、合意の任意性・正当性及び合意を取り消す権利を保障しなければならない。

Ⅶ おわりに

中国においては、国家権力の優位性を強調する一方で、個人の権利保障を二次的に位置付けてきたという背景がある。この傾向は刑事訴訟手続において特に顕著に表れ、社会秩序維持と犯罪統制が優先される中で、被疑者・被告人の訴訟上の権利は相当程度制約されてきた。しかし世界的な人権意識の高まりの影響を受け、中国においても「犯罪統制」と「人権保障」のバランスの構築が重視されるようになり、半世紀にわたる発展を経て、刑事訴訟手続における被疑者・被告人の権利保障は著しい進歩を遂げた。とはいえ、まだ多くの課題が残されている。

31) 欧州人権裁判所は、サルドウズ判決において、欧州人権条約6条が原則として警察に逮捕された被疑者の初回取調べ前に弁護人へのアクセスを保障することを要求していると判断した。中国刑事訴訟法36条は身体拘束された被疑者に留置場の当番弁護士との接見権を認めており、制度上は初回取調べ前に弁護士から助言を受けることが可能となっている。しかし、実務上は身体拘束された被疑者が初回取調べ前に弁護士と接見することは不可能である。今後は、すでに導入された当番弁護士制度を効果的に運用し、身体拘束された被疑者が初回取調べ前に弁護人の援助を受ける権利を実現すべきである。

その中でも特に求められているのは捜査手続の適正化改革であり、その実現のために最も効果的な弁護士立会制度の確立が、現段階における喫緊の課題である。現在進行中の第四回刑事訴訟法改正は、まさにこれを実現する絶好の機会であると考えられる。

中国の刑事司法に適合する弁護士立会制度を構築するには、中国の司法制度と実践経験に立脚するだけでなく、国際社会における優れた取り組みを幅広く参照しつつ、普遍性のある原則や制度を取り入れ、具体的な法制度を整えていくことが必要である。この点については今後の研究課題としたい。